

会 議 録

会 議 の 名 称	第 23 回登米市都市計画審議会
開 催 日 時	平成 30 年 12 月 19 日 (水) 午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 30 分閉会
開 催 場 所	中田庁舎 2 階 201 会議室
議長 (会長) の氏名	会長 遊 佐 正 克 委員
出席者 (委員) の氏名	遊佐正克 委員、佐々木豊 委員、寺島洋子 委員、 佐々木幸一 委員、後藤康治 委員、高橋清範 委員、 千葉稔 委員 (代理 交通課長 佐藤好信)、 斉藤敬一 委員、菊地潤 委員 以上 9 名
欠席者 (委員) の氏名	武藏寛亨 委員、猪又実 委員、佐野和夫 委員、 高橋直嗣 委員 以上 4 名
傍 聴 人 の 氏 名	日本建設新聞社 渡辺嘉伸
事務局職員職氏名	建設部 部長 首藤正敏 次長 千葉清 下水道課 課長 星洋徳 課長補佐 三浦訓徳 係長 佐々木昭彦 住宅都市整備課 課長 小野寺憲司 まちづくり専門監 阿部信広 係長 沼倉貴宏 技術主査 藤原健司 主事 添田寛人
議 題	登米都市計画下水道の変更について (諮問) 登米市都市計画マスタープランについて (報告) 登米市都市交通計画マスタープランについて (報告) 都市計画道路状況及び見直検討図 (その他)
会 議 結 果	上記議題の事項は承認されました。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	別添のとおり

進行項目	
発言者	発言
事務局	<p>只今より会議を開催いたします。</p> <p>本日は9名の委員が出席しております。委員総数 13 名中過半数の7名を超えておりますので、登米市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>ただいまから第23回登米市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の公開・非公開について、申し上げます。登米市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により、本日の審議案件は、非公開議案に該当しないことから、傍聴人5人を限度といたしまして、公開で行うこととしております。</p> <p>なお、本会議における議事録署名人を寺島洋子委員、斉藤敬一委員にお願いいたします。</p> <p>次に挨拶に入らせていただきます。はじめに、登米市都市計画審議会遊佐会長から挨拶を頂戴いたします。</p>
会 長	(会長 挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、建設部長の首藤から挨拶を申し上げます。</p>
部 長	(部長 挨拶)
事務局	<p>本日の事前配布資料は、資料1、資料2、資料3となっております。当日の配布資料は、次第、委員名簿、資料2の補足資料、資料3の追加資料、その他の追加資料となっております。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、審議会条例第5条第1項に基づき、会長が議長となります。遊佐会長お願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>諮問事項(1)「登米都市計画下水道の変更について」を議題といたします。説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局説明：下水道課)

会 長	説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあればお受けします。
委 員	P4 で登米市公共下水道の都市計画変更について縦覧を行ったと記載があるが、どれぐらい意見が出たのか。
事務局	特段意見は出なかった。
委 員	変更自体に異論は無いが、迫町以外の他の町域でも同様に排水区を設定しているのかという点と、場所ごとの雨量を勘案して排水可能な排水量について設定しているのかという点について教えてほしい。
事務局	排水区は現在迫町と登米町のみ設定している。排水量については計画時間雨量（登米市の場合 10 年に 1 度の確率で 41mm/hr）が定められており、これに基づいて設計している。
事務局	<p>補足説明として、今回変更をかける迫町の公共下水道の都市計画決定の変更については、元々 1 つだった排水区で 2 つの排水先として調整池を設ける予定だったが、これが 2 つの排水方式（直接迫川に放流、調整池に放流）をとることになったため、新たに 2 つのエリアに分けて設定するという変更である。登米町については、排水方式は 1 つで排水区は 1 つである。</p> <p>雨水排水については、当該エリアの最終的な放流先は迫川（中継として長沼川）となっているが、これらの河川はそれぞれ確率年を設定して県が整備している。例えば、排水区に 20 年や 40 年に 1 度の確率で降る計画時間雨量を設定することはできるが、実態として迫川に流せる排水量は決まっているため、それを越える排水区の設定は費用対効果として過大な投資になる。それら全体を見渡した中で、10 年に 1 度の確率である大雨に対応する雨水排水計画としている。</p>
委 員	排水区の設定については理解できたが、排水区が設定されていない他の町地域では 10 年に 1 度の確率である 41mm/hr の降雨量に対して耐え切れ無いような印象がある。それらについて他の地域の排水はどのように考えているのか。
事務局	計画時間雨量は過去 30 年間の統計により算出されている数字であり、

事務局	<p>これらを根拠に 41mm/hr を設定している。また、他の地域については、元々排水は雨水と下水を同じ管から流す（合流式）ものとされていたが、現在では分流式になり、それぞれの許容量に余裕ができたため排水区の設定が無くとも問題がないということである。</p> <p>補足で、分流式になった際に都市計画決定を行って排水区を設定した地域は既存の設備では雨水を受けきれ無い場所だったために変更する計画を立てたということである。よって元々計画を立てていないところは、10年に1度や40年に1度といった確率を勘案しても既存の設備で十分対応できるということである。（これまでも雨水被害が無いことも勘案）</p>
会長	<p>調整池の立地についてだが、この場所は現在、普段の雨でも長靴の上まで水が溜まってしまうような場所である。そういった場所だから調整池を設けるということか。</p>
事務局	<p>元々の川西第1雨水調整池を予定していた場所については、大東公園という場所が一番低い場所であったため設置を計画していた。（変更後は直接迫川に放流することとなる）川西第2雨水調整池についても、大網排水路を通過して流れていくこととなる。</p>
会長	<p>調整池はあくまでも想定以上の雨が降った場合に溜めておく場所ということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
委員	<p>公園内に調整池を設けるという予定だった時（今回廃止する川西第1雨水調整池）は工事費用として当初予算でどれぐらいかかるものだったのか。また、立地や地質の問題等により難工事になることが予想されて廃止となったとのことだが、当初予算からどれぐらい金額が上がることとなっていたのか。そして今回の変更によってどれぐらい安くなったのか高くなったのか、概算で結構なので教えてほしい。</p>
事務局	<p>川西第1雨水調整池は、元々は安価に済ませられるような設計（プラスチック等による地下貯留池）により工事費は5～6億円の予定だったが、地質調査や規格（公園との離隔や地下水が高いためコンクリート構造物の地下貯留池）に合わせる事情等から30億円まで跳ね上がった。こ</p>

	<p>れでは、年に2億ずつだとしても整備に15年もかかってしまうことになり、15年間運動公園が使えなくなることも問題であるため、排水区を2つに分けて2つの排水方法を取る方が現実的になった。整備の方針としては現状一番雨水被害が大きい川西第11-1排水区を先ず整備(10~15億円)し、必要に応じて11-2排水区の調整池を整備するような段階的な整備を予定している。</p>
<p>委員</p>	<p>多額の工事費用がかかる事業であり、東部土木事務所も一緒になって河川の整備事業を進めているところである。限られた財源の中で行うこともあり、今後も密に連携を取って事業計画を練っていくことが必要であるため、協力をお願いしたい。</p> <p>そして、昨今のゲリラ豪雨への対応の部分で、他の自治体では下水道計画だけではなく各家庭で天水桶(雨水タンク)を設けることを推進するために補助や助成を行っているところもある。そういった部分を登米市でも検討してほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の都市計画下水道の変更について、長沼川を整備していただいている東部土木事務所の一定の理解を得られたことから始められた計画である事は皆さんにご理解いただきたい。今後も地元の課題解決に向けて連携を密に進めたいと考えている。また、ハード部分だけではなく、普段自前でできるソフト対策についても、先ずは人命を守ることが重要である(土砂災害防止法)ことから東部土木事務所との連携であったり、区長さん含めた地元住民と連携を密に行っているところである。補助や助成についても地域住民の方の意向を踏まえながら再度検討したいと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問ありませんか。質問が無いようですので、本件については、「異義なし」と答申してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>「異義なし」として答申します。</p> <p>続いて、報告事項(1)として「登米市都市計画マスタープランの改定」について事務局説明願います。</p>

事務局	(事務局説明：住宅都市整備課)
会 長	説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば質問をお受けします。
委 員	P1 の「●住民参加の計画策定」の部分で、現行は住民からの意向聴取の方法として「市民懇談会やアンケート調査」と明記していたが、改訂案はそういった具体的な手段が書かれていない。明記しない理由があるのか。
事務局	実際にこれまでは都市計画の変更のために説明会や意見交換会を何度か開いてきているが、参加者が極端に少ない場合が多く、これまでの方法で本当に意向聴取ができるのかといったことが根底にある。支所ごとに懇談会（地域づくり検討会議）を開き、各町域（21 コミュニティを含め）の意見を聴取してまとめるといった新しい取組も行っている中で、こういった計画の中に方法を書くだけではなく、書いてしまったがゆえにその方法に縛られるといった部分もあるため、実態としての意向聴取を進めて行くためにこのような記載方法になっている。
委 員	議会に上げられることもあるだろうから、その際に議員さんにチェックをお願いしたい。続いて P5 で、基幹産業が農業や林業だと書かれているが、P23 の産業フレームの部分では数字が工業のものとなっている。これでは相関関係が見られない。実際のところ、工業系の方が農業系よりも生産額が高い。影響を与えているのは工業系である。基幹産業を考える指標を一貫してほしい。
事務局	貴重な意見である。指摘頂いた点について盛り込んで行きたい。
委 員	P23 の人口フレームの部分で、核家族化が進むということもあるのだろうが、人口が減るのに世帯数が増えてきている。そうすると住宅の造成等により開発が行われることになる。コンパクトシティ化といった部分に対して逆行して都市化が行われてはいけないためマスタープラン策定に当たっては留意してほしい。 そして、昭和 40 年代に整備されたインフラの老朽化が全国的に問題になっている。人口減や予算縮小といった時代の縮小の中で、老朽化したインフラ整備についてどのような対応をしていくのか盛り込んでほし

	<p>い。</p>
事務局	<p>インフラの長寿命化や公共施設の整備等については現在議会で議論してもらっている。都市計画マスタープランについては今年度中に案を作りたいため、上記議論内容の方針が決まれば前向きに検討したい。</p>
委員	<p>道路の路肩に生えている竹林などが通行の妨げになるという問題が日本各地で起きている。所有権の問題から勝手に伐採ができず、市の条例等の制定により対応することも難しいと聞く。そういった部分を建設部なり道路課なりで検討してほしい。</p>
事務局	<p>これまでは所有者に通告しかできなかったが、ある程度の範囲のものについては行政側から処理（強制力あり）ができるように道路法改正（平成30年3月）が成立した。今後の関係法令の変更を見ながら市としても検討をして行きたい。その際に法体系に基づき市が行うのか、地域住民が行うのかというところは要検討である。</p>
会長	<p>30年位前、カナダに行った折家庭の荒れた芝生があった場合、3回通告した後に行政が強制的に刈り、費用を所有者へ請求することができるシステムがあった。検討に値するのでは。</p>
委員	<p>P26「2）自然環境・農地と居住が共存する区域 ⑥主要な集落エリア」の中で「地域個性のある魅力的な集落地を形成」という記述があるが、具体的な妙案はあるのか。</p>
事務局	<p>人口減が大きな問題となっている中で、中心市街地については都市機能の集約を目指すこととしており、集落地については既存の機能をあくまでも維持しつつ、歴史・伝統文化や地域の特色を活かした上で集落形成を図っていくこととしている。</p>
委員	<p>農業委員会の中でも昨今の農業の担い手不足が問題となっており、中心市街地以外の集落地において若者が減っていくことで伝統文化が廃れていくことを懸念している。今言ったような集落形成をお願いしたい。</p> <p>ちなみに、他の計画との整合性といった部分で、震災後にライフライン等の関係で「スマートシティ登米」の意見書を農業委員会から出したことがあったが、それと都市計画マスタープランとの整合性は取られて</p>

事務局	<p>いるのか。それとも、そもそも関係が無いものなのか教えてほしい。</p> <p>都市計画マスタープランは市全体の土地利用について総合的な計画を記載するものであり、各関係部署との作業部会を通して関連計画間の整合性を取るよう作業している所だが、「スマートシティ登米」については一度確認させていただきたい。</p>
委員	<p>P26「1) 都市的土地利用を図る区域 ①中心市街地エリア」の部分で空き家の利用について記述があるが、空き家問題は今全国的に大きな問題となっていることであり、具体的に想定している利用プランが現在あるのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>空き家については、迫の中心市街地のみならず、他の町域でも震災後特に問題となっている状況である。国の施策である都市再生特別措置法による後押しなどもあり、対応を進めている。登米市では空き家関連の担当課が3つに分かれているのが現状であり、副市長中心に関係部署が連携して現在対応方法を検討しているところである。利用方法としては農地付き空き家による移住・定住の促進や、リノベーション・集約といった方法を検討しているが具体的な部分はまだ決まっていない。</p>
委員	<p>農地付き空き家については、農地の所有者が不明である場合の対応等が問題であるため上手く対応してほしい。</p>
委員	<p>農業委員会でも、農地付き空き家のための規制緩和等（一関市・栗原市・登米市の三市で協議中）を検討している。</p>
事務局	<p>農地法の改正による規制緩和が進められているところであるため、そういったものの利用を検討しながら空き家対策を進めていきたい。</p>
会長	<p>報告事項（1）の説明を終了したいと思います。</p> <p>続いて、報告事項（2）として「登米市都市交通計画マスタープランの改定」について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>（事務局説明：住宅都市整備課）</p> <p>今回は基本方針の部分について述べさせていただいた。どこをどうするといった具体の部分（道路整備アクションプラン）については次回以</p>



	降報告させていただく。
会 長	説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば質問をお受けします。
委 員	言葉の表現の話になるが、人口について、今後人口が減って行くにもかかわらず「目標」という表現なのは違和感がある。「推定・予測」などの表現の方が適しているのではないか。
事務局	用語の整理をする。
会 長	基本方針のネットワーク計画の部分で「パーク&ライド」に特化したような表現がある。駐車場まで車で来て他の公共交通機関を使うということなのだろうが、登米市としては、場所としてどこを想定しているのか？（栗原市のくりこま高原駅ならば適しているように思うが…） （宮城交通の場合は、キス&ライドやサイクル&ライドが相応しい。）
事務局	拡大解釈になるのかもしれないが、「パーク&ライド」という表現は登米市役所迫庁舎の高速バス発着場を指している。車で市役所の駐車場まで来て、そこから高速バスに乗り仙台に行くということを想定した言葉である。
会 長	他に質問がありませんか。質問がないようですので、報告事項（２）の説明を終了したいと思います。 続いて、その他として「都市計画道路状況と見直し検討図」について事務局説明願います。
事務局	（事務局説明：住宅都市整備課） 都市計画マスタープランの改定後に都市計画道路の見直し検討するに当たり、長期未着手路線の情報提供をする。
会 長	説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば質問をお受けします。
委 員	町域毎で見た時、登米町の都市計画道路のみが黒色（改良まで完了している）ということで、今後何も変わらないということか。

事務局	<p>そうだ。赤色の部分については現在も着手されていない長期未着手路線ということである。（あくまでも都市計画道路についての説明）</p>
会 長	<p>他に質問がないようですので、その他の説明を終了したいと思います。本日の議事は以上であります。ここからは事務局に進行をお願いします。</p>
事務局	<p>以上で本日予定いたしました案件はすべてご審議いただきました。委員の皆様から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>それでは、閉会にあたり、後藤康治委員から閉会のあいさつをお願いいたします。</p>
委 員	<p>（閉会の挨拶）</p>
事務局	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第23回登米市都市計画審議会を閉会といたします。</p> <p>「閉会」</p>